

保護者殿

学校において予防すべき感染症に伴う出席停止について

山梨県立富士見支援学校旭分校
学 校 長

次の別表は、学校において予防すべき感染症とされているものです。集団における流行を防ぎ、本人の健康を回復するために出席停止とします。医師より、該当する感染症と診断された場合は、自宅で十分に休養をとってください。

出席停止期間の基準は表のとおりですが、病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認められたときは、この限りではありません。登校する際には、「学校において予防すべき感染症に関する証明書」及び「登校許可証明書」(*インフルエンザの場合は、「学校において予防すべき感染症に関する報告書(インフルエンザ)」を学校に提出してください。

別表

分類	種類	出席停止の期間の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重傷急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、鳥インフルエンザ	治癒するまで
第2種	インフルエンザ	発熱した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺、又は舌下腺の腫脹が出現した後5日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘	全ての発しんが、痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により、学校医その他の医師において感染の恐れがないと認められるまで
第3種	コレラ	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認められるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス及びパラチフス	
	流行性角結膜炎	「その他の感染症(*)」については、必要に応じ学校長、学校医の意見を聞き、出席停止の措置をとることができる疾患です。
	急性出血性結膜炎	
	その他の感染症(*)	

<保護者記入欄> 学校において予防すべき感染症に関する報告書（インフルエンザ）

山梨県立富士見支援学校旭分校
学 校 長 殿

_____年 ____月 ____日
(登校開始日)

_____学部 _____年 氏名

_____保護者名 _____印

医師からインフルエンザの診断を受け、休養していましたので、診断された内容について報告します。

- 1 診 断 名 _____インフルエンザ_____型
- 2 診断年月日 _____年 ____月 ____日 受診医療機関名 _____
- 3 発 症 日 _____年 ____月 ____日
- 4 医師から指示された欠席期間（休養期間） _____年 ____月 ____日 ~ _____年 ____月 ____日
- 5 解熱した日 _____年 ____月 ____日

インフルエンザによる出席停止について

インフルエンザにかかった場合、学校保健安全法第19条の規定により、出席停止になります。この期間は欠席扱いとなりません。ご家庭においては、医師と相談の上、適切な処置をとられますようお願いいたします。なお、登校される際には、上記の報告書に記入し、学校に提出してください。

*インフルエンザの出席停止期間は、「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」となっています。この期間を守り、十分に休養してください。

発熱等の症状が出た日を発症0日目とし、翌日から1日目、2日目…5日目と数えます。

- 解熱後2日を経過しても、発症日から5日を過ぎないと登校できません。
- 発症日から5日を経過しても、解熱後2日を経過していないと登校できません。

<学校記入欄>

校 長	副校長	教務主任	保健主事	学部主事	学年主任	担 任

_____担任 _____印

該当児童生徒	学部 _____年 氏名 _____
出席停止期間	年 ____月 ____日 () ~ 年 ____月 ____日 () の ____日間
備 考	